

第一回國會 衆議院 労働委員會議録 第二十号

昭和二十二年十月十四日(火曜日) 午前十一時三分開議

出席委員

- 委員長 加藤 勘十郎
- 理事 辻井民之助君 櫻山 山下 榮二君
- 理事 三浦寅之助君 櫻山 相馬 助治君
- 荒畑 勝三君 菊川 忠雄君
- 島上善五郎君 田中 稔男君
- 館 俊三君 山花 秀雄君
- 小澤佐重喜君 倉石 忠雄君
- 栗山長次郎君 吉川 久衛君
- 河野 金昇君

出席國務大臣

- 労働大臣 米窪 滿亮君
- 總理國務事務官 伊藤 五郎君
- 労働事務官 上山 顯君

委員外の出席者

- 専門調査員 大橋 靜市君
- 専門調査員 濱口金一郎君

本日の會議に付した事件

- 失業手當法案(内閣提出)(第五二號)
- 失業保險法案(内閣提出)(第五三號)

○加藤委員長

これより會議を開きます。荒畑君。

○荒畑委員

三つお尋ねしたいことがございます。第五章、失業保險委員會、第三十九條に「労働大臣の諮問に應じて失業保險事業の運営に關する重要事項を審議させるため、失業保險委員會を置く」とこの失業保險事業の運営に關する重要事項を審議させるためという規定がありますが、この失業保

○加藤委員長

は國會がやるというふうなことに建前上なるのでありますが、しかしそれに ついては必ず失業委員會の意見を聽か なければなりませんし、聽くとなる以上は十二分にそれを尊重するというつ もりでございます。

○荒畑委員

私はこの條文の趣意がさ ようなものであるならば、むしろ明白 に失業保險事業運営を管掌する最高機 關として失業保險委員會をおくという ように、その権限、地位というものを 明白に規定したらばどうかと思うので ありますが、この點政府の御意向をお 伺いしたい。それに關連いたしました 總則の第二條に、「失業保險は、政府 が、これを管掌する」とありますが、 これを失業保險委員會が管掌するとい うことに規定するのが、政府の意向を も明白にするという意味において妥當 であると思ひますし、また失業保險は 申すまでもなく、最も労働者にとつて 利害關係をもつ法律でありますから、 この失業委員會が管掌するということが 時宜に適していると思ひますし、従 つてまたこの失業保險委員會の構成 も、労働代表が過半数を占めるような 組織にすることが適當ではないかと 思ひます。それでたとえは保險料率と いうような問題につきましても、これ は失業保險委員會の意見を聽くことになつておるのでございますが、ただし 保險料率の變更自體を決定いたします のは、國會が法律改正の手續をもつ て、この變更を決定するということよ うなことになつておるようなわけであり まして、保險料率につきましても決定

○上山政府委員

ただいまお尋ねの點 は、この行政措置全般に關連いたす問題とも思ひますが、保險というよ うな仕事は、どういふ保險をこしらえ るかという立法の場合には、これは非

常にいる、問題があると思ひますし、それから施行したあとにおきましても、いろいろ重要な一般の御意向を聽かなければならぬ問題も多々あると思ひますが、しかしあとの執行の業務全體としましては、むしろ自律的色彩が非常に強いものじやないかと思ひます。それで、これはいろいろ御意見があつたとは思ひますが、むしろ普通の行政組織と同じように、政府が管掌するというやり方でやります方が、かえつて簡単に運ぶのじやないかとも考えておるのであります。ただし、そのうち重要な事項につきましては、十分關係各方面の御意向を聽いて運掌してまいりたい。こういうことで大體目的を達するのではないかと思ひますので、ただいまあります健康保險、厚生年金、勞災保險等々にもやはりこういう建前で進んでおります。そういうことも考え合わせまして、私たちの考えでは、やはり政府が管掌いたしました、強力的な有効に働いていただく委員會でございまして、諮問委員會という形で關係の方々の御参加を願ひたい、という考へ方でございます。

○上山政府委員

それから労働代表が過半数を占めるように組織したらどうかという件でございまして、この件も、今までのこの種の委員會等におきましても、もちろん労働者、被保險者の利害は、非常に大きな利害でございますが、事業主といひましたも同じように保險料を納め

○荒畑委員

もう一つお伺ひたいのは、第八章罰則の五十三條の事業主に對する處罰の規定であります。これは一から四までの項目に違反した事業主に對しては一萬圓以下の罰金に處するといふのであります。現在では一萬圓といふような金額は事業主にとつては大した意味をなさないと思ひます。この中には事情によつては罰金以外の體刑を科するといふような嚴重な規則を設ける必要があるのではないかと考へるのであります。この點について伺ひたいと思ひます。

○上山政府委員

第五十三條の規定の内容をいたしましたし、大體今までの罰金刑をもつて臨んでまいつたような規定でございまして、ただいままでの健康保險、厚生年金におきましても、こういうものにつきましては罰金のみを科していただくだけでございます。なおこの法律の施行につきましても、単に刑罰のみをもつて臨むということにありましては、かりに少々重刑を科しましても、必ずしも目的を達することではできないと思ひますので、さういふ意味では、労働組合方面の御協力がありまして、さういふ方面から、監視と言へばあるいは言葉が不適當かとも思ひますが、十分法令違反の

ないように御注意いただくことが、むしろ法令執行の上に役に立つのではないかとお思います。しかし懲刑を科することがよいかどうかという點につきましては、私たちは一應その必要はないと思つておりますが、なお十分の御検討をいただきたいと思つております。

○加藤委員長 三浦君。

○三浦委員 私に第一に、この失業対策に對する根本思想とでも申しましようか、根本的態度につき政府の御方針をお聴きしたいのであります。何となれば、ある階級の立場をとる人々から言われれば、失業問題の根本的解決は、いわゆる資本主義制度を認めてはいけないうる、社會主義制度のもとにおかなければ失業問題の根本的解決はできないというような考えをもつておられるのであります。私も必ずしもそうは思つておられないのであつて、やはり資本主義制度を認め、その範圍内において十分にこの問題が解決できると考へておるのであります。政府はいかなる根本的なお考えをもつておられるか、その點をまず明瞭にしてもらいたいと思つております。

○上山政府委員 ただいま三浦委員からお尋ねの點は、むしろ大臣からお答えする方が適當じやないかと思つております。大臣が來られたときに御質問願ひたいと思つております。

○加藤委員長 大臣は今來られるそうですから。

○三浦委員 それでは、不服申立の所ですが、第四十條の「失業保険金の支給に關する處分に不服のある者は、失業保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業保険審査會に審査を請求し、この決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起すること

る者、裁判所に訴訟を提起することである」という規定であります。なるほど規定上においてはこの通りでいいかもしれませんが、實際の失業者の立場を考へるならば、不服のある場合に、この決定に不服があるというところと裁判所に訴訟を起すというところは實際には不可能だと思つておられること、何となれば、今日の訴訟上においては手續が非常に煩雜である。費用も非常にかかる。同時に裁判所の救済を受けるまでは相當の時間がかかる。半年なり一年なり、あるいは二年なりかかるというようなことでは、實際に失業者の立場から、この不服申立をいたしましたとしても救済はできないと思つておられること、何とかこれは簡単に、こういうような不服の申立を解決するのことに、裁判所までいかなくても、もう少し簡単な方法でこの不服の申立をなすことができるような方法を考へておられるか。その點を承りたい。

○上山政府委員 第四十條の規定は、裁判所に訴訟を提起いたします前に、審査官なり審査會に審査を請求して問題を解決したいという趣旨でありまして、もしもこの規定がございませんと當然これは裁判所の方へ行かざるを得ないということになるのでございまして、それを簡単に解決する機關としたしまして、從來の健康保険、厚生年金等におきましては、審査會という會議體の審査機關ができておつたわけでございます。ところが先般制定になりました労災保険以來、審査會という制度をやりまして、審査會というふうな會議機關よりもつと簡単な、一人だけの審査官が一應事をすべきと解決してまいり、こういう仕組にしたわけでございます。それで、裁判所よりもつと簡単な審査會という組織、その組織、そういうものを設けまして、それで一應具體的に適切な處置がやられます限りは解決してまいりたい。どうして最後まで裁判所まで訴える必要がある人だけが裁判所に訴えるということにしたのであります。實際の事例としては、裁判所まで行くような事例はほとんどないのじやないか、かように想像いたしておきます。

○三浦委員 それから、二十一條において「受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の輔導を受けることを拒んだとき」は、この支給をしないということになつておりますが、こういう場合におきまして、紹介された職業がたとへば適當であつても、今日の職業がたとへば適當で非常な、今日の労働者の住宅が非常に狭い、おる場合においては、殊に勤務する場所においては、住宅はほとんどないという上りな状況の場合においては、そこに通勤することは非常に困難であります。であるから通勤することは非常に困難な、また通勤のために御承知の通り電車賃なり、あるいは汽車賃が非常に高いということであつては、せつと適當な職業であつても、事實上勤務が不可能だと思つておられるか、こういうふうな場合においては、審査會とらたるか、その點をお伺ひいたします。

○上山政府委員 お尋ねの點、もしも紹介されましたところで、満足に通勤してまいりません場合には、住所、居所の変更を要する場合は、この二十一條の第二號に書いてございまして、正當な理由で就業を拒むことができるとなつておるのであります。かようにいたしておるのであります。○三浦委員 二號にはどう書いてございませうか、實際問題として労働者の住宅は、少くともそういう勤務所の近所に建設されるのでなかつたら、今後幾多のこういう問題が起るし、失業者の就職の場合においては非常に大きな問題が起る、殊に住所、居所の変更が困難だということ、どの程度に認定するかということが、非常に困難だと思つておられます。それでその困難であるという認定の仕方について、非常に争ひが起き、これがいろいろ不服の理由になり、問題の理由になつて争ひの場になつておられるか、こういう場合にはどういたしますか。○上山政府委員 第二十一條全般を通じて認定の問題がいろいろあるかと思つておられますが、御説のように、この問題は非常にむづかしい問題でございまして、おそろくこの法律を實施しました上で、一番問題が多いのは第二十一條ではないかと思つておられます。従いまして私たちは公共職業安定所長が、その認定を間違えませぬように、一つの基準をこしらへておきたいと思つておられます。その基準をつくるにつきましては、先例申し上げました失業保険審査會等にも十分お諮りをいたしまして、妥當なる基準をつくつてまいりたいと思つておられます。しかしかりに基準をこしらへましたも、いろいろ問題があると思つておられます。そういうことは好ましいことではありませぬが、問題が起れば審査官のところから解決をするというふうな仕組にいたしたいと思つておられます。○三浦委員 これは非常に小さいこと

たしたいと考えております。

○三浦委員 それから今學校等において、ときにいろいろ問題になるのですが、學校の自治會とか、あるいはその他の團體等において、意見をまとめて學校當局に出すような場合もありましようし、あるいは校長の排斥運動をするようなこともありましようし、學校の教職員等が結束して、組合の後援等によつて校長の排斥運動をするというような場合に、校長はそれに對して拒否する権限があるのかどうか。あるいはそういう場合の學校長としての態度は、どういふような處置をとられるものかという点について、どうお考えになつておられますか。殊に、あるいは學生ばかりではなく、何か學校に問題が起きますと、父兄會というやうな團體もでき、そして父兄會がいろいろ決議して、學校當局者の排斥運動をするということもあるのではありますか、そういうような場合には、どういふような處置を講ぜられるのか。これは労働省の管轄かどうか存じませんが、そういうような點に對して、幾分争議の關係に似通つておるのであります、もし御答辯が願えれば、お願いいたします。

○米窪國務大臣 さわめてデリケートな問題でありまして、これは教職員の組合が校長不信任というやうな、あるいは父兄會が校長不信任というやうな運動をすることは、そういう運動をする動機がどこにあるかというところが、まず問題になるのでございまして、一概にそういう運動はいけないとも言えませんし、いいといつてこれを認めるわけにいかないと思つて、これは不信任される學校長の動機が問題になるの

であります。しかしそういうことは現實の問題ですが、理論的に言つて、公務員法によつて一應官公廳の労働組合は、人事に關與する権限はないのでありますから、表面向きはそういうことはよくない、そういうふうに考へておられますが、しかし校長が排斥されるような現實の問題があつたときには別問題であります。それから父兄會とか學生とかは、もちろん公務員法の埒外にありまします。その場合においては、先ほど申し上げた通り、その原因、動機、いかに考へないと、労働省の關係しておる範圍内では、これを認めるか、あるいは認めないかという原則を立てにくいのであります。これは當然社會問題になつてきますし、關係官廳は文部省でございまして、それは一々具體的事實にあつてみないとわかりませぬ。

○三浦委員 それから失業の根本の問題から言つて、特に労働者の数とか、あるいは人口の問題とかいうやうなことが就職の問題も、いろいろ關係してきますのであります。そういう點から言つて、人口が多くなり、あるいは労働者が多くなつて仕事がないというやうな場合には、これが失業の問題を起すわけでありまして、人口の問題といふことも非常に大きな原因をなして思つておられます。殊に日本のような現状におきまして、海外の引揚者あるいは復員等によつて非常に人口が増えた。國土が非常に狭くなつたという場合においては殊にそうでありまして、こういうやうな問題に對して考へることは、第一は産兒制限の問題というやうなことも、失業問題と關連して相當考慮すべき問題で

はないかと思つて、もう一つは、これは敗戦國の現状でありまして、將來の問題としては、移民の問題といふことも大きな問題として今後考へなければならぬ問題だと思つておられます。こういう點に對する御意見を承りたい。

○米窪國務大臣 失業対策は前の委員會にも私が答へたように、大別すると失業防止と失業救済であります。今お諮りしている失業保険とか失業手当は失業救済の方であります。失業防止という面から考へると失業対策は非常に廣い意味で、今三浦さんの御指摘のやうな、いわゆる總人口と労働調整をどうするか。従つて産業で吸収し得る労働力と總人口との關係ということに掘り下げていきますと、いきお

その効果は三十年後でないといふ現われでないと思つて、私は今日にこの七千五百萬人という人口は、千島を失ひ、臺灣を失ひ、朝鮮を失ひ、そして琉球を失ひ、しかも滿州その他へ移植民ができないといふときにおいては、もちろん多過ぎるので、ある學者は三千萬人くらいが適當ではないか、こういうふうに考へておられます。しかしこの七千五百萬人を一遍に三千万人に縮小するといふことはどういふので、その一つの方法として、アメリカが中華人民國に對しては移民法を改正して自由に入國できる。もちろんこれはアメリカの全體であるか、あるいは、サンフランシスコだけであるか、それはわかりませんが、御承知の通りアメリカは各州によつてそれなりの法規が違つてくるのであります。私の聞いたのは、カルフォルニア州だけは

有色人種に對する移民の禁止というところを撤廢したと聞いておるのであります。講和會議において日本の一つのこと、これに對する提案としては、これなども當然すべきであると思つておられますが、敗戦國であるからなまじき言ひなと言われればそれまでですが、やはりそういうことも當然失業問題と絡んで見るべきではないか。そういうわけでも失業救済という面からして、今後強力に賠償を取り立てる國に對して條件をつけて、交渉する餘地がある、こういうふうに考へておられます。

○三浦委員 それから、ちよつと労働大臣のいないときにちよつと觸れておつたのですが、失業対策の根本的な考へ方でありまして、社會主義、共產主義の立場に立つておる人々は、失業の根本的解決は社會主義政策を斷行しなければ、根本的解決はできないといふ強い意見をもちつておるようには私は考へるのであります。私は必ずしもそうは思つておらないのであつて、私の意見から言つて、現在の資本主義制度と認め、その範圍内において十分にこの問題を解決し得ると私は考へておるのであります。こういうやうに少くとも思想的には對立しておると思つておられますが、労働大臣はいかなる考へをもつておられるか。すなわち社會主義政策でなければ根本的に解決できないと考へておられるか、資本主義制度を認めて、その範圍内においても十分にこの問題を解決し得るものとお考へになつておるか、その點の御意見を承りたいと思つておられます。

○米窪國務大臣 たゞ、この委員會で論議されたいわゆる完全雇傭、フル

エンプロイメントといふものを理論通り實行に移すことができるかどうかといふことについて考へますと、例の資本主義國家であるアメリカのルーズベルトがニュー・ディールをやつた時でさえ、なおかつ三百萬の當時失業者があつたのでございまして、従つて、フル・エンプロイメント、一人も失業者を起さない状態を現出するためには、やはり資本主義國家ではむずかしい。しかし、こういうことはなほ理想論でありまして、失業問題といふものは、やはり現實の問題として取上げなければならぬ。そういう何年か先に現出しなければならぬ理想論を振りまわしておるべきではないと思つて、私はフル・エンプロイメントといふものは、理想的にこれを解決しなければならぬといふ前提でない限りは、現在の資本主義國家體制でも相當の効果があつて、こういうふうに考へておられます。

○三浦委員 それから失業保険委員會の委員の選定ですが、これは實は前にも申し上げたので、繰返すようではなはだ恐縮であります。繰返さない範圍において申し上げますけれども、失業保險委員會の委員を選任するに、被保險者を代表する者、事業主を代表する者、及び公益を代表する者、この公益の代表者であります。私の狭い考へから見たところによりますと、こういう労働行政に關する委員の選任は、いずれも大體この方針でやつておるのでありますけれども、この公益を代表する委員といふものを、この公益を考へる方が、いわゆる階級的な社會主義的な考へをもつておる人を進歩的な

の方からもお答え願います。

○伊藤(五)政府委員 この三萬九千と一萬二千の差がありますが、これは日本の住宅の構造などがらみまして、同居世帯を入れるに不適當なものなども相當数ありますので、そういうものがこの数字の差になつて現われて來ておるものと思ひます。しかしそればかりではありませぬので、多少はまだ強力でこれを進める餘地はあるだろうと考へておられます。またこの三萬九千の数字自體が屈出主義をとつておりました、實は十分にまいつておらぬのでございまして、これらの點につきましては知事の權限になつておりましたので、たびたび厚生省とも打合せをし、知事にいろいろ指示をいたしておりましたが、何分たゞいまの生活状態から申しまし、同居世帯を入れるということがなかなか計算通りにいかぬという事情がいろいろあるのをごさいますして、成績が十分にあげておられませんことは、まことに遺憾に思つておる次第であります。根本は餘裕住宅を發見するということに對して、もう少し知事なりあるいは市町村などに、強力を勸奨していつてもらうという措置を講じなければならぬと思つておられます。このために特別の市町村ごとに委員會をも設けまして、そういうものを中心にして進捗するということがよいのではないかと考へまして、それに要する豫算の要求をしております。またいろいろ具體的方法を研究中でございます。

○三浦委員 さきの労働大臣の意見と今の復興院の方の意見では、大分違つたようにも考へるのですが、労働大臣の先ほどの御意見は、相的強硬な考へ

をもつておるといふように聴いたのであります。殊にこの問題についてはただ屈出主義をとつておつて、非當に緩慢であるといふような意見のようでありまして、もう少し十分に調査して、その問題に緩和できるように考へるのであります。その點は十分御考慮を願います。

次に、政府が七億七千七百萬圓も國庫の補助をして、住宅の建設費の二分の一もやつておられるということは至極結構であります。しかし實際問題を考へてみますと、國庫金額で二分の一の補助をして住宅を建設させることも結構であります。しかし實際にこれを利用するといふ立場を考へますと、ほんとうに困窮労働者がはたしてこれを利用できるかどうかということになれば、實際上利用ができないのではなからうかと考へます。何とならば二分の一の補助を貰つて、そのうちこれを建設しても、できたものの家賃を考へてみますと、四百圓の出さなければこの使用ができないといふような結果になると思つておられます。毎月四五圓も労働者がこの家賃のために、家賃のために負擔するといふことでは、實際に労働者や、殊に失業者の利用はできないと思つておられます。これはどういふうか、あいに考へておられます。

○伊藤(五)政府委員 家賃が四百圓に、ただいまのところではならぬのでございまして、東京あたりが一番建築費も高く、従つて家賃も高くなつておられますが、今まで計畫しておられますのは大體月三百圓止りになつてお

す。しかし建築費といふものは資材費が六割以上を占めておられて、資材がこの新物價體系で非常な大幅な値上りがあつたわけでありまして、一般の民間でやつておられます建築は、新物價體系で、マル公の値上りが直接響きま

けれど、私どもの方でやつておられますものは全然マル公でやつておられます。資材費が二倍になれば、その中の資材費が二倍になるとはつきり出てまいります。建築費は相當大幅に値上りになつておられます。今までのところでは手持資材などがありまして、物價よりは下まわつてやつておられます關係で、家賃が三百圓程度におちついてお

りまして、手持がだん／＼枯渇してまいりまして、來年あたりからはおそろく建築費が相當高くなつてくると思つておられます。お話のように家賃が二分の一補助といふと、四百圓くらいになるのじやないか。これは今の千八百圓ベースの階級の人たちに對する家賃といつたしましては、法外に高いといふこともわれ／＼も認めてお

りまして、來年度の計畫には、少くも補助率を引上げていただきたいものと戦災復興院としては考へておられます。それによつて、できることなら二、三百圓程度に家賃を引下げようといふたい。これはまだ安本や大蔵省なども折衝いたさなければなりませんし、財政の問題に關係がありまして、簡單にお答えできませんけれども、私どもとしては、何とかこの點を解決しませんと、せつ／＼とつくりましたものが、やはりお話のように労働者に供給できないという結果になるおそれが多分にあると思つておられます。

○三浦委員 政府が一生涯命慮民住宅として其大な國庫補助をしてやつた結果が、ほんとうに利用すべき階級に利用されないといふような住宅政策では非常に困ると思つておられます。この點に對して十分に御考慮を願いたいと思へるわけでありまして、それから普通の建築をする場合におきましても、許可を受けるに非常に手数がかかる。許可の手續をしてから二月も三月もかかつて、あとは抽籤が何かでだめになるといふようなことで、實際の建築はほとんどできない。ほんの十坪か十二坪の住宅を個人で建築しようとする場合においても、許可の手續が非常に煩雜であるといふことを考へるのであります。が、どういふわけでこんなに煩雜にこの許可の制限をしていられるのか、もう少しこれを緩和して、少しでも多く建物をこしらへさせた方が住宅の緩和になるのではなからうかと思つてお

ります。當局が建築制限を非常に強化する結果は、どういふ結果を生んでおるかといふことを十分に考へてもらいたいのであります。それは金をもつておる人が、この建築制限のために非常に許可が困難なために、既存の家屋を非常に高い金で買受ける。その結果現在居住しておる人に向つて、あらゆる方法で立退きを要求しておるものが現状なのであります。であるから政府の許可制限は、方針をいたしましてはありましようけれども、結果から見ると現在の居住者の居住権を非常に脅やかされておる。労働者、労働者が居住しておる家屋が、家屋の明渡しを受け

て、そのようにして現在裁判所や調停のため、自分の職場に働かなくなることが、あらゆる方面に非常に起きておる。この事實を當局者は知つておるかどうか。知つておるならば、これに對するところのいかなる對策を考へられておるか。この點に對する御答辭を願いたいと思ひます。

○伊藤(五)政府委員 まことにごもつともな點が多いのでございしますが、臨時建築等制限規則というものを公布いたしました。この二月八日から施行にこれを強化いたしました。全面的に建築の許可制をとつておられます。これはもちろん資材と建築の需要といふものが非常にアン・バランスであります。ために、これを統制いたしませんと、いろいろ營業用の建築、映畫館とか、料理屋とか、マーケットとか、そういうものばかりが優先的にできるといふ結果になりますので、資材のわく内での許可をするということになつておりました。小住宅などは優先的に許可をする。そのために一般の建築を制限する。こういう目的でやつておられます。ところが、住宅に對する資材の割當も十分ではありませんために、どうしても出願のものを全部許可はできないといふことのために、これをある期間溜めておきまして、そうして抽籤等によつて許可をするものを決定していくといふようなことがあります。ただ二月も三月も一月は溜めておいて一遍に許可する、それで許可漏れになつたものはまたその次に繰越すといふようなことで、若干日がかかりました。ただ二月も三月もかかるといふことは、これは非常に例外的の場合でありまして、何か住宅以外のもので、そういうような許可できないものを抽出してきて、ぜひ許可してもらいたいといふようなこと

三三三

これをちよつとお聴きしたいと思いま

○上山政府委員 報酬の範囲等につきましては、第四條で政令で定めることになつておるのでありますが、大體は健康保険、厚生年金等におきましては、名義の如何を問はず労働の對價として受けますものは原則的にははいる。失業保険におきましてもさう考へておるわけでありませう。ただ健康保険、厚生年金におきましては家族手當がはいつておられます。それをほつきり私たちが入れる考へておられます。それから抜きたいと考へておられます。それは、臨時に支給されます給與、たとえば危機突破資金というふうな、ほんとうの一時限りのようなもの、それから三箇月の期間を越えて支給されますような賞與、年末賞與でありますとか、半期末賞與というふうなものも扱きます。それから現物給與につきましては、大體これは労働基準法と同じ調子に考へまして、特に定められました上りなものは賞金に入れまして、そうでないものは賞金から除外いたします。さうに考へております。それで賞金と取りましても、標準報酬をとりましても、その政令の定め方によりまして大體一致することもできるのでございませうが、もしも賞金をとるといふことになりませうば、傾向としましては、すべての賞金がいふことになりませうので、若干事實問題として標準報酬の場合よりも範囲が廣いと思ひます。

○辻井委員 それから次に保険期間の給付額についてですが、これも政令によつて四十パーセントから八十パーセントまでに決定ができることになつて

おるのですが、報酬額の多い者ほど率が低くなるのであらうと思ひます。さういふことになると、保険掛金は同じ率で、給付の率が低くなるということになる、結局多くかければ損だ、ある程度以上かければ損だというふうなことになると思ひます。こういう點について、ずいぶん健康保険その他従來の保険でも、収入を偽つて—と言つてどうかと思ひますが、とにかくその事實通り申告せずに掛け込んでおられるといふことは、これはもう明らかなことなのであるが、將來もさういふことにならぬのではないかと考へますが、こういう點についてお考へをお聴きしたいと思ひます。

○上山政府委員 御意見の點はこの十條に關してございませうが、保険料の方ではひとしく同じ保険料率が適用されまして、支給の方で報酬の多い人は給付率が少いということになりますので、ただ公平と申しますか、保険料と保険金の均衡だけを申しますとさういふ問題が起るのでございませうが、保険料と失業保険としましては、社通連帯と申しますか、相互扶助というふうな考へからいたしまして、なるだけ報酬の低い人には厚くしたい。報酬の多い人は薄くとも御辛抱願いたい、こういう趣旨でございませう。なお御懸念のような點がございませうことは、私たちがしても全然想像しないわけでもないのでもございませうが、十分御理解を得まして、極力實際に近いものを申告していただくことになつておられます。

○辻井委員 現在の勤務所得税が非常に問題になつておられますように、さういふ點で高額者は非常に不利益になるというふうな事實がある、いきおい

ごまかしたりする結果になると思ひます。ある率から上ると非常に不利益になるというふうな線が必ずあると思ひます。さういふ點について特別に何か研究され、お考へになつたことがあるか、もう一應伺いたいと思ひます。

○上山政府委員 先刻申し落しましたのが、標準報酬の場合にはもちろんございませう。かりにこれを賞金と認められる場合におきましても、最高限度の制限というものは當然あるべきだと思ひます。たとえば一萬圓とつておられます。二萬圓とつておられます、同じような保険料率を適用されるのではありませう。五千圓なら五千圓という最高限度以上の者につきましては、標準報酬の場合、もちろんさういふことになりませう。かりに賞金と認められる場合を豫想して考へましても、最高五千圓以上の方は五千圓とみなしまして、五千圓で切るといふことは當然しなければならぬ問題じゃないかと思ひます。それから保険料の料率の段階としましては、できるだけ一ところで急激に上つたり下つたりしませぬように、十五とか二十というふうな等級をきめておいて、保険料率の變りませうがなるたけスムーズになりませうに工夫いたしておられます。

○田中(穆)委員 この法案の幾つかの條文におきまして細かいことを政令に譲つておられるのでありますが、それはもちろん結構でありますけれども、二つの點につきまして政令で規定することなく、法律としてこの法案の中に明記した方がよいかと考へる點がございませう。さういふ點につきましてお尋ねいたしたいと思ひます。

それは第三十九條の第三項でありま

す。「前二項に定めるものの外、失業保険委員會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。」さうなつておられます。先ほど荒畑委員の質問に對しまして、政府委員から失業保険委員會は非常に重要である、從來ありましたような形式的な委員會というふうには考へない、その答申には十分重きを置いて考へるといふふうなお話もありました。私も、私も失業保険委員會というものは、非常に重要な機關であると思ひますので、この失業保険委員會に關し必要な事項は政令でこれを定めるといふふうにはしないで、失業保険委員會で審議いたします事項及びその審議の方法といふふうなことにつきまして、大綱はその法案の中に明記すべきではなからうか、さう考へます。

それからもう一點は第四十六條であります。この章に定めるものの外、失業保険審査官及び失業保険審査會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。さうなつておられます。さういふ審査を被保険者が求めるというふうな場合は、これは被保険者に對して非常に重大な利害問題が發生した場合でありまして、その場合に被保険者の立場に立つて利益を失わないためには、ただ審査官の個人の獨斷であるとか、あるいは失業保険審査會の一方的な判斷によりまして事が審査されます場合に、非常に弊害も起るうかと思ひますので、この審査官の審査會が審査いたします場合の、およその基準といふふうなものをおよその規定しなさい、この法案のうち明文をもつて規定した方がよいかと考へます。以上二點についてお伺ひします。

○上山政府委員 失業保険審査會、失

業保険委員會の政令に任せます事項であります。まず審査事項につきましては、法律に出でまいつておられます。先刻もちよつと申しましたが、保険料率の決定のことだけでありませうが、およそ重要と認められますようなことは、かれこれと限定いたしません。さういふことを考へておられます。特に具體的に法文に規定がございませぬ。委員會議にもいろいろ御要求願へるわけでありませう、特に法律に書かなくてもいいのではないかと、こんな考へで政令にお任せすることに、原案としては考へておるわけでございます。

それからあの審査方法といつたしましては、委員會は委員長と委員をまつて組織されませうか、あるいは會議の定足數であるとか、あるいは過半数の議決であるとか、幹事、書記を置きますようなことでありませうか、大體他のこの種の會議體から考へまして、普通考へられておられます。さういふ趣旨でございませう。それから審査會、審査官につきましても、事業主などに義務を命じますとか、申立の期間でありますとかいふようなことにつきましては、特別の規定を設けておられますが、その細い政令で書きたいと思つておられます。これは訴訟手續が決して成立すべきものとは考へておられますが、若干技術的な、細目的なことでありませうので、これは大體政令で規定しませうと思ひます。さういふ點ではないか、こんな考

えで原案としては考えておるわけでありませぬ。

○菊川委員 この条文の中で逐條的に二、三お尋ねいたします。

その一つは、先ほど辻井さんのお尋ねに對する御説明でわかりましたが、第四條の「賃金又は給料に準ずるもの範圍及び評價に關しては、政令でこれを定める」とあるのでありますが、今御説明の中に危機突破資金のごときものは入らないということでありませぬが、ところがそれは違つて、最近差額金を後で支拂うということがあるわけでありませぬ。たとへば最近の例にとりまして、今年一月から九月までの賃金差額を後で拂つて一、二、三月をとつてみて、一人當り千五百圓平均といつたものが出ておりますが、これは事實前にとるべきものを後で拂われたというふうなものであります。これはおそろくは今日のような經濟情勢では、相當將來もないとは限らない。こういうものをお含みになるのかどうか、これが一點。

次に第十條には被保険者の缺格條項を言つておるわけですが、そのうちの五號、六號の點であります。五號には「十四日以内の期間試みに雇用される者」とありますが、これは従来よく問題がありましたように、十四日をもつて切つて、二、三日おいてまた雇ふ、こういうことがしばしば問題になつた。もしこれを雇用しようとするれば、保険料を納めることを避けるために、十四日を切つてまた四、五日して雇入れるといふようなことをやり得るのであります。こういう場合のことをお考えになつておるかどうか。

その次の第六號で「事業所の所在地

の一定しない事業に雇用される者」これは私ちよつとこの文句だけでは了解に苦しむ。どういふ事業が現實にあるか、あるとすれば、どういふわけで一體これが被保険の對象として捕捉できないのかと、この點であります。

次は第二十一條であります。ここには「受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、一」というのでありますが、その場合に第一號の場合において「紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不適當と認められるとき」それから二號、三號、四號ともに認定の場合があるが、その認定はたれがやるのかという點であります。

それから第二十二條にもやはり同様の問題で「被保険者が、自己の責に歸すべき重大な事由によつて解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己都合によつて退職したときは、一」というふうにあるわけでありませぬが、この場合においてはやはりこの認定の標準あるいは認定はたれがやるか、あるいはこれについてのいろいろの紛争とかある場合にはどうされるか、それについての何かあらかじめ対策があるかという點であります。

次は第三十一條にありますが保険料率は千分の十一というふうにおきめの上であります。そこでこの案でいきま

すと、大體この最初の年度において被保険者の負擔するところの總額はいく

くらになるか。それは一人あたり平均いく

らなるかという點を、わかりませぬ

ならばお示しを願いたい。

それから最後の一點は、この條文に

はありませぬけれども、この保険事務

の取扱ひについて、登録の手續並びに

支拂ひの事務取扱ひにあつて、便宜

上その基礎が十分できておるような場

合においては、労働組合にこれを委託するやうな用意があるかどうかという點であります。たとえば英國の失業保険事務をみまると、御承知のごとく

保険金の支拂ひは、毎金曜日に労働組合員は労働組合を通じて事務所から支拂つておるという状態でありませぬ。このために組合員はわざ／＼非常に遠隔な不便な地に行かなくては、組合の書

託を通じて一括委託されて受取ることをできる。こういう點で非常に便宜をしております。こういうふうな労働組合の本部、あるいは各地區の支部、こういうところはこの事務を委嘱されるのが非常に便利な方法である。言うまでもなく労働組合は、労働者の住居地帯にそれ／＼の事務所をもつておるわけでありませぬ。こういう點はすでに例があるわけでありませぬ。こういうことについてのお考えがあるかどうかお伺いしたい。以上であります。

○上山政府委員 お尋ねの點お答え申

し上げます。まず第一の差額支給の點でございますが、あとから追給になりますやうな種類のものにつきました。それが新しい標準報酬にはいつて

まいるわけでありませぬから、そういうものはこの中の賃金に入れたいという

わけでありませぬ。

それから第十條の第五號の點であり

ますが、實は一號ないし三號につきま

しては、所定期間を超えて引續き雇用

されるに至りました場合には、そのときから被保険者になるといふ規定がご

ざいですが、五號にはそういう規定は

設けてないわけでありませぬ。大體そ

ういふ脱法というふうなものもあり考

えられないのじやないかということ

で、そういう規定を設けなかつたわけ

でございますが、どうしてもそういう

機会が多くて困るということござい

ますれば、それに対応しまして法律

の改正等も將來必要かと思ひます。一

應はそういう事態はないのじやないか

というので考えておるわけでありませぬ。

それから第六號の點は、實はこういうこ

まかいことは、ただいまの健康保険、厚生年金では、たしか省令に規定して

いるのでございませぬが、こういうこ

は法律に入れようというふうな趣旨で

ここにまつてまいりましたが、事務所

體としましては非常に例外的なものじ

やないかと實は思つておられます。こ

ういふやうなものが實際あるかどうか存

じませんが、何か屋敷店のようなもので

仕事をやつてまわつておるというやう

な、所在地の一定しないものがありま

すれば、そういうものは第六條に

該当してしまつても、實際上そういう者

に保険を適用して保険料をとるといふこ

とであれば非常に不便でございませぬ

で實用から除外したわけでありませぬ

で、實際のケースはいずれとしてもあ

まりないのではないかと考えておるま

す。

それから二十一條、二十二條の認定

の問題であります。これはたび／＼御説明申し上げておきます。この御説明としてはこの邊の規定の運用が、この保険法の運用の中で一番むずかしいのだと思つておまして、私ども慎重にこれが取扱ひをしたいと思います。ところが、認定自身は職業安定

所長がこれを行うということに考えて

おります。しつうしてその基準につ

てはなるだけ具體的なものを考へて失

業保険委員会にお諮りしまして、地

方に指示をいたしたいと思つてお

ります。それで問題になりましたものは、

まず失業保険審査官に訴えるというこ

とになるわけでございます。先刻三

浦委員からも御質問がありました。非

常に訴訟ということになるとこれは非

常に大層な手續でございますし、また

今まであつたやうな審査會というやう

な會議體のものに訴えたことになり

ますと、これもたつた非常にめんどうなこ

とになるかと思ひます。審査官とい

う人の人が扱つております。言わば失業保

險相談といふやうなかつたものにな

ることにして、職業安定機關とし

ました。もちろん公平な立場で扱

つてもございませぬが、さらに第三者

的な目で見まして十分監督もし、不都合なものに對しましては是正もしてま

とと密接不可分な関係がございますので、少くとも當初においては職業安定所がやつてまいりたい、かように考えております。但し先刻も申し上げたように、非常に交通不便等のところにおいては、必ずしも職業安定所に出頭してもらおうということにいたしません。こちらから出張して失業認定をするという場合も考えております。そういう便利な方法等も考え合わせて将来可能だと認めますれば、労働組合に委託するということも考えられると思つてでございます。これはいずれにしましても将来の問題として十分研究いたしたいと考えております。

○菊川委員 大體わかりました。そこで第十條の第六號であります。實際のケースが思い當らないというお話は、實は私もそうで、嚴密に考えてあり得ないものじやないかと思つてあります。どこかに營業する以上はやはり届け出て營業しておるわけでありませう。かりにその營業の場所があるいは他に移動いたしましたとしても、その營業を届けてやつているところがあるわけでありませう。だから私は、この條項は必要はないのじやないかという感じがするのです。お尋ねしたわけでありませう。御一考を願わしたのであります。

それから労働組合が保険の事務の一部の委託を受けるということにつきましては、將來御研究なさるということでありませう。外國にはその例があつて、すでに現に十年以上、相當のりつばな成績をあげておるわけですから、これは將來そう長く研究なさる必要もなく、外國の例をお調べになればわかるのであります。そうすることによつ

てあまりこういふ仕事のために役人を殖やし、あるいは役所關係の事務員を殖やすという必要もなく、またこの保険に要するところの事務經費を節約するという趣旨が立つのであります。これは研究をなさるのも結構であります。が、ひとつ實行をされる建前から、外國の諸例を直ぐにお調べになることを切望申し上げる次第であります。

○加藤委員長 今の菊川君の十條の第六號の場合、これは事務所となつておりますが、これはもし作業所ということであつたならば、たとえば屋外製鐵作業のように、あるいはある種のブリッジの修繕を請負うとか、あるいは橋梁の一部を請負うというような、移動作業所をもつておるという場合があるのです。それは作業所であつて、事業所ではない。事務所ということになれば、どこかに一定の店鋪なり事務所なりをもつておつて、作業所の轉々とする場合があると思つて、これはどうなんですか。

○上山政府委員 かりにあちこち出張作業をするというような場合でございます。これは事務所というよりも、なにかとどこかに本據がありまして、そこが一定しておりますから、もちろんこれは適用を受けるわけでありませう。ですから十條の六號のような場合は、事實問題としてはあまり例が少いのじやないかと思つて、ただ觀念的には一應考えられることとございまして、今までのほかの法令も一應こういう場合を考えて規定しておりますので、特に除外する必要もないじやないか、この程度に考えております。

○加藤委員長 大體質問は終つたのじ

やないかと思つて、もし御異議がなければ、質問をこの程度で打切つて本案に對する各黨の態度を御決定願いたいと思つて、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○加藤委員長 それでは質問を打ち切つて、次回の理事會までに、ひとつ各黨の本案に對する修正なりその他の態度をお持ち寄り願つて、御協議願いたいと思つて、そのように取計らうことにいたします。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時五十分散會

昭和二十二年十二月九日印刷

昭和二十二年十二月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

六一七